

鳥取県県有林SGEC-FM認証森林管理計画書

計画期間 自 令和 6年11月12日
至 令和11年11月11日

鳥取県

1 概要

1-1 鳥取県の概要

鳥取県は、日本列島本島の西端に位置する中国地方の北東部に位置し、東西約 120km、南北約 20～50km と、東西にやや細長い県である。北は日本海に面し、鳥取砂丘をはじめとする白砂青松の海岸線が続き、南には、中国地方の最高峰・大山をはじめ中国山地の山々が連なるなど、豊かな自然環境が広がっている。

本県の森林は、県土の約 74% を占めており、木材生産だけでなく、県土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止等といった多様な機能を有し、県民の生活に重要な役割を果たしている。

[総面積] 3,507 km²

[森林面積] 259 千 ha (県土の 74%)

[その他] 総人口 54 万人 世帯数 22 万世帯

1-2 認証対象森林の概要

本県の県有林は、板井原県有林、富沢県有林、大山県有林、東大山県有林、関金県有林、浜坂県有林、羽衣石県有林、海岸砂地県有林からなり、うち、SGEC 森林認証の対象となるのは、「持続的な木材生産森林」と位置付けている板井原及び富沢の 2 県有林である。

(1) 認証対象森林全体

区分	面積ha	蓄積m ³	成長量m ³	構成比%	
対象森林合計	755.03	292,161	3,324.4	100%	
内訳	人工林	657.69	283,020	3,311.8	87%
	スギ	313.75	177,528	2,089.8	42%
	ヒノキ	339.34	104,857	1,188.0	45%
	アスナロ	2.42	299	26.7	0%
	マツ	0.82	267	2.5	0%
	広葉樹	1.36	69	4.8	0%
	天然林	86.05	8,615	8.7	11%
	広葉樹	84.98	8,356	7.2	11%
	マツ	1.07	259	1.5	0%
	その他	11.29	526	4.0	1%
	自然公園	158.51			
保安林	753.14				
保全地区	0.00				
保護区	0.00				

(2) 各対象森林

ア 富沢県有林

区分	面積ha	蓄積m ³	成長量m ³	構成比%	
対象森林合計	221.44	78,878	1,010.9	100%	
内訳	人工林	200.49	76,436	1,000.2	91%
	スギ	80.77	41,180	570.2	36%
	ヒノキ	118.90	34,989	427.5	54%
	マツ	0.82	267	2.5	0%
	天然林	17.02	1,916	6.8	8%
	広葉樹	15.95	1,657	5.3	7%
	マツ	1.07	259	1.5	0%
	その他	3.93	526	4.0	2%
自然公園	158.51				
保安林	219.55				
保全地区					
保護区					

イ 板井原県有林

区分	面積ha	蓄積m ³	成長量m ³	構成比%	
対象森林合計	533.59	213,282	2,313.5	100%	
内訳	人工林	457.20	206,583	2,311.6	86%
	スギ	232.98	136,348	1,519.7	44%
	ヒノキ	220.44	69,868	760.5	41%
	アスナロ	2.42	299	26.7	0%
	広葉樹	1.36	69	4.8	0%
	天然林	69.03	6,699	1.9	13%
	広葉樹	69.03	6,699	1.9	13%
	その他	7.36			1%
	自然公園				
保安林	533.59				
保全地区					
保護区					

1-3 認証形態

(1) 森林管理認証の種類

FM認証

(2) 認証の範囲

鳥取県県有林 1,021ha のうち、755.03ha

①富沢県有林 221.44ha

②板井原県有林 533.59ha

(3) 計画期間（期限）

令和11年11月11日まで

2 森林管理方針

2-1 基本方針

富沢県有林及び板井原県有林は、自然環境や生態系に配慮しつつ「持続的な木材生産を目指す県有林」として、下記の方針により適切に管理を行う。

- ① 80年伐期の長伐期施業を行う。
- ② 主伐は択伐（群状あるいは帯状）とし、皆伐する場合は小面積とする。
- ③ 保育段階から有用な広葉樹は保残する。
- ④ 下層植生に配慮した密度管理を行う。
- ⑤ 長期育成循環林施業が行える林分は、多段林の形成を目指し、誘導伐を繰り返す。
- ⑥ 沢部は水辺林として整備する。

2-2 森林管理計画

森林管理方針に基づき、森林の管理方法、管理手順を定めた森林管理計画書を作成する。

森林管理計画は、森林の状態、環境、社会、経済状況の変化、森林作業共通仕様書・モニタリング実施要領で結果を検証し、5年に1回程度の見直しを行う。

3 認証森林の概要とその取扱い

3-1 認証森林の概要

1-3のとおり。

3-2 人工林の現況とその取扱い

認証対象森林 755.03ha のうち人工林は 657.69ha であり、その総蓄積は 283,020 m³である。人工林の主要樹種の平均林齢はスギが 57 年生、ヒノキが 52 年生と利用可能な段階にあり、木材需要に応じた安定供給が可能となっている。認証対象森林は 80 年の長伐期施業を行い、適度に抜き伐りを繰り返すことにより、自然環境の保全と木材供給の調和を図る。

3-3 天然林の現況とその取扱い

認証対象森林 755.03ha のうち、広葉樹を多く含む天然林は 86.05ha となっている。これらの天然林については、自然の遷移に委ね、自然力を活用しながら保全を図ることとするが、状況に応じて更新補助等を実施し、公益的機能の保全に努める。

3-4 特定地の取扱い

(1) 急傾斜地（45度以上の斜面）

急傾斜地は、集中豪雨等による災害発生リスクが高いことから、間伐等により主林木の根系発達を図るとともに、広葉樹等の自然植生の導入を促して林地及び表土の保護に努める。

(2) バッファゾーン（常時水流がある河川から 10m～20mの範囲）

保全地区及び保護区のうち常水が流れている河川沿いはバッファゾーンとし、水質保全や生物多様性の確保のために、自然植生の導入を促すよう配慮する。

3-5 森林施業における環境配慮

鳥取県が策定する「地域森林計画」（千代川、日野川）及び該当する「市町村森林整備計

画」(智頭町、日野町)、「森林経営計画」、「鳥取県営林造林・保育方針及び実施基準」、「伐採作業と造林作業の連携等に関する指針」、「森林整備事業共通仕様書」、「鳥取県作業道作設指針」に基づき適切な森林施業を実施するとともに、次のとおり環境に配慮した作業を実施する。

(1) 地拵え作業

- ・地力維持に配慮し、画一的な方法を避けること。
- ・広葉樹等は施業に支障のない限り林内に残すこと。

(2) 植栽作業

- ・規格を満たしている健全な苗木を使用すること。
- ・野生動物による食害が予測される場合は、防護対策を講じること。なお、防護対策は可能な限り物理的な対策を選択すること。

(3) 下刈作業

- ・雑草木等の種類や状態、地形の立地条件に応じて適切な方法を採用するとともに、必要以上の下刈りは避けること。
- ・広葉樹は、植栽木の生長を妨げない限り残すこと。
- ・刈払った植物はその場に残置し、林外へ持ち出さないこと。
- ・鳥類の営巣が確認された場合は、営巣の妨げにならないよう配慮すること。
- ・希少植物等が確認された場合は、保全すること。

(4) つる切り作業

- ・つるの種類、繁茂状況に応じて、造林木の生育に支障とならないよう切断切除すること。
- ・植栽木に巻きついたつる類は、植栽木を損傷しないように除去すること。
- ・くずについては、状況に応じて薬剤(ケイビン)処理を検討すること。

(5) 雪起し作業

- ・造林木を牽引するロープは、生分解性のものを使用すること。
- ・樹幹を損傷しないよう注意しながら、引き起こすこと。
- ・根の部分がゆるんでいる場合は、十分踏み固めること。

(6) 枝打ち作業

- ・枝打ちの対象木に鳥類の営巣が確認された場合は、営巣の妨げにならないよう配慮すること。

(7) 間伐作業

- ・可能な限り広葉樹を残し、林地の保全に配慮すること。
- ・伐倒に当たっては、対象木以外の立木を損傷しないよう注意すること。
- ・伐倒木をやむを得ず林内に残置する場合は、幹が地面に付くようにし、必要に応じて流出防止措置をすること。
- ・河川にかかっているまたは流れ込む恐れのある伐倒木は、除去するなどの措置を講じること。
- ・崩壊リスクの高い林分では、強度の間伐を避けること。
- ・希少植物等が生育している林分では、保護対策を行ってから作業を行うこと。

(8) 伐採・搬出作業

- ・地形、林分の状態、林道及び作業道の配置、集材距離等を考慮し、最も効率がよく、対象林分及び自然環境に負荷の少ない作業方法を選択すること。
- ・伐倒木の枝条、木くず等が河川や溪流に流入しないよう措置すること。
- ・伐採木や残存木の損傷が最小限となるよう努めること。
- ・作業後、資材や廃棄物等を現場に放置しないこと。
- ・集材・搬出・運搬の際、林地や作業路(林道、作業道)が損傷しないよう配慮すること。
- ・作業終了後は、使用した作業路を整地、災害防止のために水切りなどの措置を講じること。
- ・伐採木は、販売のみならず、維持管理資材としての活用など、できるだけ有効利用を図ること。
- ・希少植物等が生育している林分では、保護対策を行ってから作業を行うこと。

(9) 林道・作業道の整備等

- ・路網計画の作成に当たり、地形・地質、気象条件、植生状況、野生動物の生息状況等を把握

- し、自然環境の保全に配慮した計画とすること。
- ・希少な野生生物の生息・生育が確認された場合は、路線計画や作設作業時期の変更、工種工法の見直し等、対策を検討すること。
 - ・区域周辺に生息する小動物の生息環境をできるだけ阻害しないよう、適切な工種工法を選定すること。
 - ・切土・盛土の均衡を図り、土砂の移動量を極力抑制するとともに、十分な転圧を行って盛土の安定を図ること。
 - ・路面水の処理対策を適切に行うこと。
 - ・支障木や根株等の建設副産物は、できるだけ開設資材等に利用すること。なお、現地に残置する場合は流出や森林施業の阻害が生じないように、適正に処理すること。

3-6 野生生物を文化財の保護

「レッドデータブックとっとり」、「鳥取県の絶滅の恐れのある野生動植物のリスト」等を参考に認証対象森林及びその周辺の希少動植物に係る情報を把握し保護に努める。

施業の実施前には、林内調査により野生動植物の生息・生育を把握し、その生育環境を阻害しないよう注意するとともに、絶滅危惧種が確認された場合には、専門家から意見を聴取し、その助言に基づき適切な保全・保護対策を実施する。

また、事前に天然記念物などの情報を収集するとともに、該当事案がある場合は、関係法令に基づき、関係機関と協議して保護対策を実施する。

4 林業経営

4-1 伐期齢と生産目標

鳥取県の各地域森林計画に定める標準伐期齢は、地域の標準的な主伐の時期に関する指標及び制限林の伐採規制等に用いられるものであり、森林の伐採を促すものではない。

認証対象森林では、長伐期（80年）を基本として、立木の生育状況や木材需要に応じて抜き伐りを繰り返し実施する。

生産目標は、「県営林長期経営計画」等を基本として、木材の需要動向等を踏まえ適宜設定する。

4-2 齢級構成の平準化

長期育成循環林施業が行える林分は、誘導伐を繰り返し、多段林へ誘導する。

誘導伐の結果、林冠ギャップが大きくなった箇所については必要に応じて樹下植栽を行い、齢級構成の平準化を図る。

4-3 伐採と更新計画

伐採及び更新は、鳥取県の各地域森林計画、各市町村森林整備計画、県営林長期経営計画等に基づき、次のとおり行う。

(1) 間伐

- ・12 齢級以下の林分については、林木の生育状況に応じて適切に間伐を行う。
- ・森林施業の合理化・機械化を図る。
- ・生産性向上及び労働強度の軽減を図るため、林業機械と路網の組合せによる効率的な作業システムの導入を推進する。

(2) 主伐

- ・鳥取県が定めた「主伐と更新等に関する手引き」（令和元年6月鳥取県策定）に基づき、伐採方法及び更新方法を検討する。
- ・12 齢級を超えた林分については、木材需要や林内の環境、林木の状態等を勘案して、抜き伐りを繰り返す。
- ・森林施業の合理化、機械化を図る。
- ・皆伐する場合は、1 箇所あたりの面積が小面積となるよう配慮し、保安林の指定施業要件等がある場合は、これを上限とする。

(3) 主伐後の伐採跡地の更新すべき時期

- ・誘導伐の結果、林冠ギャップが大きくなった箇所については必要に応じて樹下植栽を行う。
- ・皆伐をした場合は、林地の荒廃を防止する観点から、伐採後2年以内に植栽する。
- ・天然更新をする場合は、「天然更新完了基準」（平成19年6月鳥取県策定）に基づき、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年目以内に調査を行い、更新樹種の成立本数が天然更新すべき立木の本数に満たない場合は、7年を経過する日までに天然更新をすべき立木の本数を満たすよう天然更新補助作業又は植栽を行う。

（4）その他

- ・今後の施業管理・経営の参考とするため、施業記録の管理を行う。
- ・伐採時の林地残材を最少化するため、無駄のない伐採木の利用に努める。

4-4 森林簿の再調整

適正な森林データを管理するため、必要に応じて森林簿を調整する。

4-5 境界の明確化

定期的に境界杭の設置状況を確認し、境界杭の保全に努める。

4-6 収穫計画

森林経営計画等に基づき、計画的に実施する。

また、「とっとり森林・林業振興ビジョン」の目標値である令和12年度の県内素材生産量50万m³の達成に寄与するよう努める。

5 モニタリング調査

モニタリング調査は、「鳥取県県有林SGECモニタリング実施規程」（令和4年11月策定）により実施し、本管理計画改定時に反映させる。

6 労働力と安全管理

6-1 安全教育

事業担当者は、安全衛生教育に係る講習・研修等を積極的に受け、その内容を受託事業者の関係者と共有し、安全衛生の確保に努める。

また、現場に携わる全ての従事者が労働安全衛生に係る法令等を遵守するよう指導するとともに、作業の実施に当たっては「森林整備事業共通仕様書」及び「特記仕様書」により労働安全対策の実施を指導する。

6-2 社会保障への加入

労働者が安心して働ける環境の構築を促すため、関係する林業事業者に対し各種社会保障制度への加入を働きかける。

6-3 事故の再発防止

労働災害が発生した場合、林業事業体に対し速やかな原因の分析・究明を求めるとともに、再発防止対策を講じるよう指導する。

現場作業を行う林業事業体に対して「とっとり森林緊急通報カード」の整備及び携行を指導し、労働災害等が発生した際の関係機関との円滑な連携・救護体制の構築を図る。

6-4 安全管理

（1）安全装備

労働災害を未然に防止するため、林業事業体に対して作業に応じた安全装備の装着をするよう指導する。

（2）ボランティア活動の安全管理

「森づくり安全技術マニュアル」（発行：森づくり安全技術・技能全国推進協議会）を参考に、作業の手順や注意点などについて指導を行い、安全確保に努める。

6-5 化学物質処理

化学物質の使用に当たっては、環境保全への影響を考慮して、次のとおり適切な使用に努める。

(1) 油脂の取扱い

- ・使用する製品の取扱い方法を厳守するとともに、機械器具からの流出を防ぐ。
- ・油脂等の交換、補給は溪流付近では行わない。
- ・残った油脂は持ち帰り、廃棄する場合は処理基準及び市町村の指定処理方法に従って適正に処分する。
- ・使用する油脂はできるだけ生分解性のものを選択することとし、河川や溪流等で使用する油脂は植物系への転換を図る。

(2) 薬剤（農薬等）の使用における取扱い

- ・森林病虫害獣防除や林木の保育管理上のため使用する薬剤は、農薬取締法等の規定により登録された農薬の中から、毒性等を確認して環境への影響が少ないものを選択する。
- ・やむを得ず薬剤を使用する場合は、用量・用法を遵守して、適切な使用に努める。
なお、意図しない環境等への影響が確認された場合は直ちに使用を取り止め、専門家に指導を仰ぎ対策を講じる。
- ・獣害対策については、極力、物理的な対策を選択し、薬剤の使用を控える。
- ・残った薬剤は、持ち帰って適切に保管するとともに、廃棄する場合は処理基準及び市町村の指定処理方法に従って適正に処分する。

7 森林病虫害獣対策

森林病虫害獣被害を確認した場合は、周囲への被害拡大を最小限に抑えるため、関係機関及び周囲の森林所有者等と連携して早急に対策を講じる。

8 森林吸収源対策

(1) 二酸化炭素固定機能の向上

林木の生長に応じて適切な密度を保つよう適切に施業を行い、二酸化炭素固定機能の向上を図る。

(2) 化石燃料の節減

森林施業に使用する林業機械は、低排出ガス機種を使用するとともに、作業中のアイドリングストップを心掛けるよう、林業事業者を指導する。

9 社会的責任

9-1 利害関係の把握

森林施業が社会や環境等に与える影響を事前に把握し、これらに係る問い合わせがあった場合には、森林施業との因果関係を調査し、対応するとともに、記録簿を作成し保管する。

9-2 紛争解決

紛争が発生した場合は、弁護士に相談するなどして解決策・対応策を検討し、早期の紛争解決に努めるとともに、記録簿を作成し保管する。

9-3 問い合わせ対応

- ・認証対象森林に関する問い合わせについては、当該森林を管轄する県地方事務所で対応することを基本とする。(13 連絡先を参照)
- ・SGEC-FM 認証に関する県の取組み等、総括的な内容については森林づくり推進課で対応する。

9-4 地域社会の慣習的権利の尊重

山菜の採取など地域社会の慣習的行為については、県の利益を阻害しないことを条件に、商業的目的での行為を除き、極力その権利を認め、尊重されるよう配慮する。

10 林内の安全確保、不法投棄等への対策

10-1 作業道の管理

- ・事故や不法投棄等を防止するため、公道（公的林道等を含む）等との分岐点には車止めや「関係者以外の車両通行止め」等の標示を設置するなどして、一般車両の進入を制限する。
- ・林内の主幹的路網の維持管理を実施し、車両の安全な通行を確保する。
- ・自然災害等により路網が被災した場合は、速やかに通行止めの措置を行う。

10-2 林野火災と対応

- ・山火事防止の啓発など、予防活動を行う。
- ・認証対象森林及び周辺森林で林野火災が発生した場合は、消防署の消火活動を支援する。

10-3 不法投棄

定期的に巡視を行い、不法投棄を発見した場合は、関係機関と連携して対応する。

10-4 違法伐採

定期的に巡視を行い、違法伐採を発見した場合は、速やかに警察署に通報し被害届を提出する。

11 認証生産物の販売に関する管理

11-1 認証生産物の販売及び管理

- ・認証材は、原則として、委託販売契約をした原木市場へ出荷する。
- ・認証材の出荷・販売に当たって、認証対象森林から出荷された材であることを証明する通知を出荷先へ発行する。

11-2 認証生産物販売に係る伝票

認証材を証明する通知には、次の事項を記載する。

- (1) 出荷日
- (2) 出荷元（県地方機関）
- (3) 出荷数量・材積
- (4) 森林経営計画の認定番号
- (5) 森林認証の種類、認証番号
- (6) 100%SGEC-FM 認証材

11-3 本計画の認定者以外の者が認証森林で素材生産する場合の取扱い

- ・本県が林業事業者等に素材生産を委託する場合の内容は、伐採（造材等を含む）、搬出、指定場所への運送・搬入とする。
- ・認証材は、受入れ先において「鳥取県」の出荷物として取り扱われるものとする。

11-4 外部委託

認証材の販売を外部委託する場合は、次のとおりとする。

(1) 外部委託先

販売委託契約を締結した法人（原則として、原木市場）とする。

(2) 認証材の取扱い

- ・非認証事業者については、県が承認した認証材に関する取扱い手順書に従い取扱うこととする。
- ・認証事業者については、それぞれの管理マニュアルに基づき取扱うこととする。

12 情報公開

12-1 森林管理計画書の公開

この計画書は公開文書として取扱う。

12-2 ホームページでの公開

鳥取県のホームページにおいて、本計画書の内容、当県の SGEC-FM 認証に係る活動・成果、モニタリングの実施状況及び対応状況を公開する。

12-3 公開の制限

個人や法人などの権利・利益等が阻害されると判断される情報等については、公開しないものとする。

13 連絡先

事務所	連絡先
鳥取県 農林水産部 森林・林業振興局 森林づくり推進課（事務局）	〒680-8580 鳥取県鳥取市東町一丁目 220 TEL 0857-26-7298 FAX 0857-26-8192
東部農林事務所 八頭事務所 農林業振興課	〒680-0461 鳥取県八頭郡八頭町郡家 100 TEL 0858-72-3817 FAX 0858-73-0136
西部総合事務所 日野振興センター 日野振興局 農林業振興課	〒689-4503 鳥取県日野郡日野町根雨 140-1 TEL 0859-72-2020 FAX 0859-72-2125

鳥取県営林位置図

